

「分散型エネルギーリソースの更なる活用に向けた実証事業」  
における圧縮記帳等の考え方について

令和4年2月22日

資源エネルギー庁 新エネルギーシステム課

令和3年度「分散型エネルギーリソースの更なる活用に向けた実証事業」は、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。